

# 特別養護老人ホーム花ごよみ利用料金表

(地域密着型介護老人福祉施設生活介護 ユニット型)

令和6年4月1日現在

## 第4段階 課税世帯等

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料		1ヶ月(30日)の利用料	
							R6.7.31まで	R6.8.1から	R6.7.31まで	R6.8.1から
要介護1	682円	R6.7.31まで 2,006円	1,445円	50円	165円	243円	4348円	4399円	130683円	132193円
要介護2	753円						4419円	4470円	132813円	134323円
要介護3	828円						4494円	4545円	135063円	136573円
要介護4	901円	R6.8.1から 2,066円					4567円	4618円	137253円	138763円
要介護5	971円						4637円	4688円	139353円	140863円

## 第3段階(2) 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料		1ヶ月(30日)の利用料	
							R6.7.31まで	R6.8.1から	R6.7.31まで	R6.8.1から
要介護1	682円	R6.7.31まで 1,310円	1,360円	50円	165円	243円	3567円	3618円	107253円	108763円
要介護2	753円						3638円	3689円	109383円	110893円
要介護3	828円						3713円	3764円	111633円	113143円
要介護4	901円	R6.8.1から 1,370円					3786円	3837円	113823円	115333円
要介護5	971円						3856円	3907円	115923円	117433円

## 第3段階(1) 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料		1ヶ月(30日)の利用料	
							R6.7.31まで	R6.8.1から	R6.7.31まで	R6.8.1から
要介護1	682円	R6.7.31まで 1,310円	650円	50円	165円	243円	2857円	2908円	85953円	87463円
要介護2	753円						2928円	2979円	88083円	89593円
要介護3	828円						3003円	3054円	90333円	91843円
要介護4	901円	R6.8.1から 1,370円					3076円	3127円	92523円	94033円
要介護5	971円						3146円	3197円	94623円	96133円

## 第2段階 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料		1ヶ月(30日)の利用料	
							R6.7.31まで	R6.8.1から	R6.7.31まで	R6.8.1から
要介護1	682円	R6.7.31まで 820円	390円	50円	165円	243円	2098円	2158円	63453円	64963円
要介護2	753円						2169円	2229円	65583円	67093円
要介護3	828円						2244円	2304円	67833円	69343円
要介護4	901円	R6.8.1から 880円					2317円	2377円	70023円	71533円
要介護5	971円						2387円	2447円	72123円	73633円

## 第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料		1ヶ月(30日)の利用料	
							R6.7.31まで	R6.8.1から	R6.7.31まで	R6.8.1から
要介護1	682円	R6.7.31まで 820円	300円	50円	165円	243円	60753円	2068円	60753円	62263円
要介護2	753円						62883円	2139円	62883円	64393円
要介護3	828円						65133円	2214円	65133円	66643円
要介護4	901円	R6.8.1から 880円					67323円	2287円	67323円	68833円
要介護5	971円						69423円	2357円	69423円	70933円

# 特別養護老人ホーム花ごよみ利用料金表

令和6年4月1日現在

○ その他の加算（基本ベース）

項 目	料 金	内 容	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円/日	重度の要介護状態の者や、認知症である者の積極的な受入と資格保有者を配置することで日常生活の継続ができるよう支援する。算定要件は以下(a)～(c)のいずれか。 (a)6か月または12か月間の新規入居者のうち要介護4～5の割合が70%以上) (b)6か月または12か月間の新規入居者のうち認知症Ⅲ以上の割合が65%以上) (c)喀痰吸引必要な方、経管栄養の方などが3か月で全体の15%以上)	
看護体制加算(Ⅰ)イ	12円/日	常勤の看護師を1名以上配置している	
看護体制加算(Ⅱ)イ	23円/日	基準を上回る看護師の配置と医療機関との24時間連絡体制の確保	
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	61円/日	夜勤を行う職員の数が最低基準を1以上、上回っていること (選番+夜勤で1名ずつ喀痰吸引の資格のある介護員が配置必須) (コロナ等の理由以外で、1日でも配置できない場合は算定不可)	
栄養マネジメント強化加算	11円/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置している	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日	常勤の機能訓練指導員を1名配置、個別機能訓練加算を作成し機能訓練を行う	
上記合計額(日額)	165円/日	その他加算額(日額)として計上	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月	利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出する	
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円/月	利用者のADLの状態について、維持または改善の度合いが一定の水準を超えている	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) or (Ⅱ)	3～13円/月	(Ⅰ)…褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行う。3月に1回評価し、計画の見直しをする (Ⅱ)…(Ⅰ)に加えて、褥瘡の発生がない方	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進している	
協力医療機関連携加算	100円/月	利用者の健康状態を日々記録を行い、協力医療機関または利用者の主治医に対して月に1回以上の情報提供を行っている	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	介護ロボットやICT等のテク/ロジーの導入を通して、介護サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みを推進している	
上記合計額(月額)	243円/日	その他加算額(月額)として計上	
	～R6.531	R6.61～	基本報酬に各加算を加えた総単位数に左の割合をそれぞれ乗算した金額の1割、または2割、3割
介護職員処遇改善加算	8.3%		
特定介護職員等処遇改善加算	2.7%	14.0%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%		

※上記項目は職員の構成状況等により変動する場合があります。また、介護職員処遇改善加算は、個々の介護保険利用単位により異なります。

○ 必要に応じて適用となる項目（各施設による）

項 目	料 金	内 容	花あかり	花みずき	花ごよみ
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20円/月	個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算を算定している。入所者の口腔や栄養の状態に関する情報を共有している。	-	-	○
外泊時費用	246円/日	入院または外泊をした際、施設サービス費の代わりにかかる費用(月6日が限度、入院日・退院日は算定不可)	○	○	○
初期加算	30円/日	入所した日から起算して30日以内にかかる加算 または、入院日数が30日以上となる場合も算定可能	○	○	○
再入所時栄養連携加算	200円/回	特別食※等を必要とするもの。疾病治療の手段として、医師の発行する食事箋に基づき、腎臓病食や糖尿病食、経管栄養の為の濃厚流動食等厚生労働省が定めるもの。	○	○	○
退所前訪問相談援助加算	460円/日	退所前に退所後に生活する居宅を訪問し、相談援助を行った場合。(入所中に1回を限度として)	○	○	○
退所後訪問相談援助加算	460円/日	入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する(退所後に1回を限度として)	○	○	○
退所時相談援助加算	400円/日	退所時に入所者及び家族等に対して、退所後のサービスについて相談援助を行った場合にかかる加算(1人につき1回を限度)	○	○	○
退所前連携加算	500円/日	入所者および家族等が希望する指定居宅介護支援事業所に対して、退所後のサービスについて情報提供し、連携および調整を行った場合にかかる加算(1人につき1回を限度として)	○	○	○
経口移行加算	28円/日	経管栄養の方が医師の指示に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合にかかる加算	○	○	○
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	経口摂取の方で著しい摂取機能障害を有し、管理が必要な場合	○	○	○
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	○	○	○

口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月	年2回以上、歯科医師等が介護職員に対して技術的助言指導を行った場合	○	○	○
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出する	○	○	○
療養食加算	6円/食	療養食を提供した場合にかかる加算	○	○	○
配置医師緊急時対応加算	325~1300円/回	配置医師が早朝または夜間に施設を訪問し診療を行った場合(勤務時間外:325円/早朝・夜間:650円/深夜:1300円)	○	○	○
看取り介護加算	72~1580円/日	看取り介護を行った場合にかかる加算 ・45日前~31日前 : 72単位 ・30日前~4日前 : 144単位 ・前々日、前日 : 780単位 ・亡くなった日 : 1580単位 ※入院や退所等の翌月に亡くなった場合、前月分の看取り介護加算にかかる一部負担の請求を行う場合があります。	○	○	○
在宅復帰支援機能加算	10円/日	在宅復帰に向けて、入所者の家族や指定居宅介護事業所と連携調整を行った場合に加算	○	○	○
在宅・入所相互利用加算	40円/日	3ヵ月を限度に在宅と入所相互利用した場合	○	○	○
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症介護実践リーダー研修の資格者が2名。専門的な認知症ケアを行った場合にかかる加算(認知症度Ⅲ以上の方が算定)	○	-	-
認知症行動・心理症状緊急体制加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため緊急入所し介護を行った場合(7日間を限度)	○	○	○
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者毎に担当を定めた場合の加算	○	○	○
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	入所時に医師または看護師が要介護状態について評価し、情報を厚生労働省に提出する。また、3ヵ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直しを行う。	○	○	○
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	入所時と比較して、排尿または排便の状態のいずれかが改善していること。かつどちらも悪化していないこと。もしくはおむつを使用している状態から、使用なしに改善していること。	○	○	○
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	入所時と比較して、排尿または排便の状態のいずれかが改善していること。かつどちらも悪化していないこと。さらに、おむつを使用している状態から、使用なしに改善していること	○	○	○
自立支援促進加算	280円/月	医師の医学的評価に基づく支援計画のもと支援実施し、その評価等を厚生労働省に提出していること。	-	-	-
安全対策体制加算	20円/月	安全対策担当者・部門を設置し、安全対策実施の体制を整備している(入所時1回のみ算定)	○	○	○
特別通院送迎加算	594円/月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して1月に12回以上、通院の為に送迎を行った場合	○	○	○
退所時情報提供加算	250円/回	医療機関へ退所時、入所者の心身の状況、生活歴当を示す情報を提供した場合に算定(1人につき1回限り)	○	○	○
新興感染症等施設療養費	240円/日	国が定める感染症に感染した場合、相談や入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行ったうえでサービス提供を行った場合。(1月に1回、連続する5日を限度とする)	○	○	○
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	指定医療機関との間で新型コロナウイルス発症時の対応を行う体制を確保している。また、感染症発症時には協力医療機関との連携を適切に対応している。さらに1年に1回以上感染対策に関する研修や訓練に参加していること。	-	-	-
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	指定医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発症した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。	-	-	-
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円/月	認知症の者の占める割合が2分の1以上。また、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応しチームケアを実施している。	-	-	-
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円/月	認知症の者の占める割合が2分の1以上。また、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。	-	-	-
退所時栄養情報連携加算	70円/回	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供する(1月につき1回を限度)(※特別食の方、低栄養状態であると医師が判断した方)	○	○	○
<b>項 目</b>	<b>料 金</b>	<b>内 容</b>			
理 美 容 代	実 費	理容・美容を行った場合にかかる費用			
日 用 生 活 品 費	実 費	日用生活用品を購入した場合にかかる費用			
特 別 な 食 事 の 料 金	実 費	特別な食事を提供した場合にかかる費用			
通 院 等 の 送 迎 費	実 費	実施区域を越えて移送した場合にかかる費用			
電 気 機 器 使 用 料 金	一品につき 500円/月	テレビ等電気機器を持ち込んだ場合にかかる費用			

※ご不明な点は生活相談員または介護支援専門員にご相談ください。